



欧州ビジネス協会  
在日欧州(連合)商工会議所

# 食品・農業

主要な問題および提案



# 関税および輸入割当

# 関税および輸入割当

## 年次現状報告：大いに進展

- ❑ 日本は現在、多くの食品や食品原料に高い輸入税率を課している。
- ❑ EU-日本間のEPAの発効は、この状況を好転させるはずである。
- ❑ とはいえ、長い解体期間や、関税割当の不適切な管理によって、メリットがむしばまれるおそれがある。
- ❑ さらに、セーフガード措置が関税引き下げを相殺する手段として悪用されないことが肝要である。

# 関税および輸入割当

## 提案

- ❑ 日本は、EPAに従って遅滞なく関税を撤廃するとともに、セーフガード措置の利用を控えるべきである。
- ❑ 輸入割当制度を簡素化すべきである。



# 食品添加物および 食品用酵素

# 食品添加物および食品用酵素

## 年次現状報告：遅々とした進展

- ❑ 日本と他の主要市場によって承認された添加物および酵素のリスト内容の相違は依然広く見られる。
- ❑ 日本の添加物承認面で前進が見られてきたとはいえ、承認過程は依然として障害のままであり、いかなる期限もない申請期間は長く、具体的にどんな関係資料が必要とされるかを判断するのも困難であり、全体的に透明性を欠いている。
- ❑ 承認過程の各段階について、当局が守るべき、法律で定められた明確な期限を設ければ、外国企業・国内企業双方に利するだろう。

# 食品添加物および食品用酵素

## 提案

- ❑ 厚生労働省は食品安全委員会と共に、承認過程の各段階について法的拘束力のある期限を導入すべきである。さらに、補足的情報の度重なる請求を避けるべきである。
- ❑ 厚労省と食品安全委員会は、日本における使用基準が国際的な使用基準に相反しないようにすべきである。
- ❑ EU-日本間のEPAは、EUで広く使用され、FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会(JECFA)が安全と認めている食品用酵素が日本で即時使用を認められることを保証すべきである。
- ❑ 厚労省は、食品添加物の場合と同様の重点を酵素に置き、他の主要市場で安全性が十分に立証されている酵素を積極的に承認すべきである。

# 最大残留濃度



# 最大残留濃度

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 欧州で承認され広く使用されている多くの農薬は日本でも承認されているものの、残留濃度に関する日本の規制ははるかに厳しく、かつ、ポジティブリストの使用を伴っている。
- ❑ しかし、EUと日本の間の主な相違は、明示的にリストに掲載されていない加工食品における農薬最大残留濃度(MRL)の取り扱い方に見いだすことができる。

# 最大残留濃度

## 年次現状報告：進展なし

- EUのアプローチは、派生製品が明示的にリストに掲載されていない場合には、投入原料の農薬MRLが使用されるというものである（例えばトウモロコシにおけるデルタメトリンのEUのMRLは2ppmであり、したがってトウモロコシでんぷん由来製品のMRLも2ppmである）。
- しかし日本では、ポジティブリストに載っていない派生製品は、たとえ元の製品がより高いMRLを有していても、0.01ppmのデフォルトMRLを有している（したがって、例えば、トウモロコシにおけるデルタメトリンの日本のMRLは1.0ppmであるが、リストに載っていないトウモロコシでんぷん由来製品のMRLは0.01ppmである）。

# 最大残留濃度

## 提案

- ❑ EUと日本は、MRL濃度を整合化するために協力すべきであり、具体的な規制がない場合には、CODEXの濃度に従うべきである。
- ❑ 日本は、ポジティブリストに載っていない派生製品については、基礎製品に関して定められた濃度を用いるという概念を導入すべきである。
- ❑ EUと日本は、承認された農薬のEU・日本それぞれのリストを整合化すべきである。



# 牛肉および牛由来製品 (ケーシング、ゼラチン)



# 牛肉および牛由来製品 (ケーシング、ゼラチン)

## 年次現状報告:進展

- ❑ 承認プロセスは長年にわたり緩慢だったが、日本の当局の名誉のために言えば、日本への牛肉の輸出を認められるEU加盟国の数は、ここ最近、増加をみている。
- ❑ しかしながら、そうした承認が下りるのを待っている加盟国もまだある。
- ❑ EBCは、こうした加盟国のうち数カ国が、日本同様、「無視できるBSE(牛海綿状脳症)リスク」を有していると指定されていることを指摘しておく。

# 牛肉および牛由来製品 (ケーシング、ゼラチン)

## 提案

- ❑ 牛肉、牛ゼラチン、または牛ケーシングを用いて製造される製品を含む加工食品は、高い安全基準をすでに確立している欧州食品業界で広く使用されていることから、日本への輸入を認められるべきである。
- ❑ 農水省と厚労省は、すでにデータを提出したEU加盟国に関する承認プロセスを迅速化すべきである。



# 麦芽および関税割当制度



# 麦芽および関税割当制度

## 年次現状報告：進展なし

- ❑ 日本は、安価な麦芽に対する国内ビールメーカーからの需要と、国内の大麦農家および麦芽メーカーを保護する必要性のバランスをとるため、ビール醸造用麦芽に関して関税割当制度を設けている。
- ❑ 関税割当を利用するには、ビールを製造する会社であるか、または特定のビールメーカー専用に麦芽を輸入する会社であることが条件になる。
- ❑ さらに、会社は年に2回しか関税割当を申請することができない。
- ❑ つまり、関税割当を用いたいかなる輸入も、実際の短期需要ではなく予測に基づかなければならない。

# 麦芽および関税割当制度

## 提案

- ❑ 欧州の供給業者が関税割当を利用する必要性がなくなるよう、日本はEPAの一環として麦芽への関税を廃止すべきである。
- ❑ それまでは、日本は、輸入業者が年間を通して制度を利用して、特定のビールメーカーでの使用という要件なしに、麦芽を貯蔵できるようにすべきである。



# 原料原產地表示



# 原料原産地表示

## 年次現状報告：新たな問題

- ❑ 政府は、食品および特定飲料に含まれるすべての原料の原産地を記載することという要件の導入を予定している。
- ❑ この新しい要件は、国内で生産される食品に適用されることになる。
- ❑ 原料調達先が複数にわたることがはるかに一般的で、コストへの影響が重大かつ潜在的に差別的となるであろう、海外で生産される製品にはこれを適用すべきでないことをEBCは強調しておく。

## 提案

- ❑ 原料原産地表示は、欧州の供給業者に不釣り合いに大きな事務上の負担と付加的コストをもたらすことになるため、日本は原料原産地表示の適用範囲に海外の製品を含めるべきではない。